阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第６号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和７年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月31日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　吉田　光市

記

１．記〔１〕５⑰⑥イｃを次のように改める。

ｃ　割引を実施する期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間

２．記〔１〕５⑰⑥ロｄを次のように改める。

ｄ　割引を実施する期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間